

特別児童扶養手当は、

障害をお持ちのお子様を養育されている保護者様への手当です。

支給対象者

精神または身体に、重度または中度の障害があり、日常生活に一定の介助を必要とする20歳未満の児童を監護する養育者に支給されます。

ただし、次に該当するときは支給されませんのでご注意ください。

1. 児童が児童福祉施設等に入所している。
2. 児童が障害を理由とする公的年金などを受給している。
3. 児童または支給申請者が、日本国内に住所を有しない。
4. 支給対象者等に、一定額以上の所得がある。



新規申請

申請者は、原則として世帯の生計維持者です。申請者の児童の監護・養育状況に応じて必要な書類等が異なります。

どの申請者においても共通して、次のものが必要になります。

1. 対象児童の障害についての医師の診断書（障害の種類によって様式が異なります）
2. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（所持している場合のみ）
3. 申請者名義の金融機関の通帳
4. 申請者と対象児童の戸籍謄本または抄本
5. 個人番号（マイナンバー）がわかるもの



有期再認定

児童の障害の変化等に対応し適切な認定を行うため、障害状況に応じて期間を定めます。引き続き手当を受給するためには、定められた認定期限の前に手当の受給要件に該当するか否か再認定を受ける必要があります。認定期限のおおむね1か月前までには、必要書類の提出について、個別通知を送付します。

なお、正当な理由なく期限までに必要書類の提出がない場合は、有期認定の終わる月の翌月から手当の支給が停止されますので、注意が必要です。

支給時期・額等

手当の支給は、受給資格者が認定を請求した日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わります。

等級	1級(重度)	2級(中度)	支給日	4月11日	8月11日	11月11日
支給月額 (令和7年4月～)	56,800円	37,830円	対象月	12月～3月	4月～7月	8月～11月

所得状況について

1. 所得状況届の提出について

手当を受けている方は、毎年8月に所得状況届を提出する必要があります。この届は、毎年8月1日現在の世帯等の状況や前年所得を確認し、引き続き支給する要件に該当するか審査するためのものです。所得状況届を提出されないと8月以降の手当が支給されません。また、2年間提出がない場合は、受給資格を喪失します。

提出期限：8月12日から9月11日（毎年）



2. 所得制限限度額について

扶養親族等の数により所得制限限度額が定められており、限度額以上である場合は支給が停止されます。所得は各種控除適用後の額です。

扶養人数	受給者本人	配偶者または扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人	6,496,000円	7,388,000円
以降1人増ごと	380,000円	213,000円

その他の手続き

次の事由に該当する時は、窓口での手続きが必要です。

1. 氏名・住所・支払金融機関を変更したとき
2. 受給者の世帯(所得)状況が変わったとき
3. 養育する対象児童の数が変わったとき
4. 対象児童の障害の程度が変わったとき
5. 証書が紛失したり破損したりしたとき

また、次の事由に該当し、手当受給の資格がなくなったときも、窓口での手続きが必要です。

1. 受給者又は対象児童が、国内に住所を有しなくなったとき
2. 受給者又は対象児童が、死亡したとき
3. 対象児童が、児童福祉施設に入所したとき
4. 対象児童が、20歳に達したとき
5. 対象児童が、障害の支給基準に該当しなくなったとき
6. 対象児童が、公的年金を受給するようになったとき
7. 対象児童が、受給者に監護(養育)されなくなったとき



申請窓口

江田島市 福祉保健部 社会福祉課 〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地

☎ 0823-43-1638

☎ 0823-57-4432

✉ syakai@city.etajima.lg.jp